競技麻雀同好会規約

前文

(活動理念)

長野高専競技麻雀同好会は社会的ルールを遵守し、技術の向上に努め、健全な運営を行う団体である。

我々は麻雀をギャンブルの対象ではなく、囲碁や将棋のような一つの知的競技と捉え、麻雀の健全性、娯楽性を社会に広めようと考えている。

第1章 総則

(名称)

第1条 名称は、競技麻雀同好会(以下、当同好会という)と称する。

(目的)

第2条 長野高専競技麻雀同好会は、国内における競技麻雀の発展を推進する目的の元で、自身の戦術の強化に努めるべく活動するものである。

(活動)

第3条 当同好会は、前条の目的達成のために次の活動を行う。

① 通常練習として、会員同士で麻雀を打つ。このときの対戦結果は、一般社団法人 学生麻雀連盟が運営する全国学生麻雀ランキングに登録し、成績を管理する。この成績をもとに、第22条公式大会等出場資格者選定を行う。

② 麻雀卓に空きがない場合や、初心者の新入会員が入会した場合は、都度勉強会を開催する。これは、ゲームの進行に必要な知識を身に付けること、会員同士で考えを共有し合うことなどを目的とする。

③ 定期的に大会を開催する。これは通常練習とは違い、短期的な対戦でトップをとる技術、チーム戦で点数状況に応じて打牌選択をする技術を身につけることを目的とする。

④ 公式大会に出場する。麻雀最強戦、学生麻雀甲子園などの公式大会に出場し、同好会員の実力を把握する。

第2章 規約

(禁止事項)

第4条 同好会内で、法令に触れる賭け行為の一切を禁止する。

第5条 同好会内で、飲酒、喫煙を禁止する。

第6条 学内において、同好会の活動外で麻雀を行うことを禁止する。

(入会資格)

第7条 直近の達成度試験において、クラス成績または学科成績がCランク以上であった者は入会資格を有する。

2項 前項の条件を満たしていれば、学年および学科を問わず入会できる。

(入会手続)

第8条 入会手続は、幹部を通じて行う。

2項 入会するものには本規約を印刷した紙面を配布し、一読しなければならない。

(退会手続)

第9条 退会手続は、幹部を通じて行う。手続形式は問わない。その際、退会する事由の申告等は不要とする。

(強制退会)

第10条 第4条、第5条、第6条のいずれかに違反した場合、その者は強制退会しなければならない。

2項 当同好会による強制退会措置を受けた者は、再入会は認めない。

(学業の優先)

第11条 当同好会員は学業を優先し、当同好会の活動が学業の妨げになってはならない。

2項 直近の達成度試験において、クラス成績または学科成績がDランクだった者は、次回の達成度試験までを休会期間とし、成績の向上に専念しなければならない。

第3章 役職

(役職)

第12条 同好会員内で役職を持つ者を、幹部という。

(幹部)

第13条 幹部は、会長、副会長で構成する。

2項 会長は1名とし、常時任意の幹部を指定して自らの階級を引き渡すことができる。

3項 副会長は1名とし、会長により任命される。

(幹部の権限)

第14条 幹部は、この規則に定める事項の他、幹部会議により運営に必要な決定をすることができる。

(幹部会議)

第15条 幹部会議は、幹部により開催される。会議方式は任意とする。

第4章 備品

(備品の管理)

第16条 当同好会で使用する備品(麻雀卓、麻雀牌等)は、担当教員の教員室で保管、管理する。

(備品の使用)

第17条 前条をもって保管されている備品は、当同好会の活動時のみ担当教員の許可を得て持ち出し、使用することができる。

(備品の返却)

第18条 前条をもって持ち出した備品は、活動終了後すみやかに返却する。

第5章 会費

(規定)

第19条 会費は徴収しない。

第20条 参加費が発生する大会へ出場する際は、会長が徴収・管理し、大会終了後に内訳を報告する。

第6章 大会

(当同好会主催の大会)

第21条 当同好会主催の大会は、原則として同好会員の参加のみを認める。但し、入会手続を行っていない者であっても入会の意思があれば参加を認める。

2項 大会には参加費を必要としない。

(公式大会等出場資格者)

第22条 公式大会及び当同好会以外が主催する大会(公式大会等)の出場資格者については、これを幹部が定めるものとする。

(公式大会)

第23条 公式大会への出場は、前条に定める資格者のみ可能とする。但し、当同好会所属として参加しない場合には、これを妨げることはない。

(当同好会以外が主催する非公式大会)

第24条 前条前段の規定による。

第7章 補足

(規則の改正)

第25条 規則の改正は幹部会議によって承認を行う。規則の改正が承認された場合、公布後即時にこれを施行する。新規則の公布日には、その改正責任者は全体に連絡をしなければならない。

以上